

公益社団法人日本山岳会埼玉支部遭難事故対策規程

第1章 総則及び目的

第1条 総則

公益社団法人日本山岳会埼玉支部規約第21条に基づき、本支部主催の登山、講習会及び観察会などにおける遭難事故対策活動に関する事項を定める。

第2条 目的

この規程は、支部会員（以下、会員）及び支部会友（以下、会友）に関し、遭難事故が発生したと判断したときから、本支部としての確かつ迅速な対応が行えるようにすることを目的とする。

第2章 遭難事故対策本部

第3条 遭難事故対策本部の設置

次の項目に該当した場合、支部長は遭難事故対策本部（以下、事故対策本部とする）長として、事故対策本部の構成メンバーを招集する。

1. 行動中の登山参加者本人より、支部、留守家族、現地警察署などへ直接救助の要請があり、または、その連絡を受けた時
2. 登山参加者より緊急連絡先（下山報告者）に対し、下山予定時刻を過ぎても連絡がない旨、支部長が報告を受けてから、季節、山域、登山形態などを考慮し、一定の時間が過ぎても登山参加者より一切の連絡がなく、遭難事故発生と判断した時

第4条 遭難事故対策本部の人選

支部委員会は、毎年度当初、会員の中から次項の業務を勘案して、事故対策本部のメンバーを選任し、支部長が委嘱する。

事故対策本部長は、支部長が選任したメンバーの中から人選し、招集する。但し、当該遭難事故に関わる者は人選から除外する。

遭難事故対策本部の業務活動は、別途細則に定める。

第5条 遭難事故参加リーダーによる報告書の提出

遭難事故参加登山リーダーは、速やかに、遭難事故の経緯をまとめ、事故対策本部長へ報告書を提出する。

第3章 遭難救助現地派遣救助支援隊

第6条 遭難救助現地派遣救助支援隊の派遣

支部委員会は、毎年度当初、遭難事故発生時に現地へ赴くことが可能な現地救助支援隊のメンバーを選任し、支部長が委嘱する。

現地救助支援隊は緊急連絡体制を整備しておく。

現地救助支援隊の業務活動は、別途細則に定める。

第4章 遭難事故調査委員会

第7条 遭難事故調査委員会の設置

支部委員会は、当該事故対策本部の解散と同時に、遭難事故調査委員会（以下、事故調査委員会とする）を設置し、その委員の人選を行ない、支部長が委嘱する。

事故調査委員長は、会議に先立ち、会員の中から遭難事故現地検証（以下、事故現地検証とする）隊員を選任し、事前に現地へ赴いての調査を依頼する。

事故調査委員会は、遭難事故調査報告書を作成し、本支部、日本山岳会本部など関係先へ報告後、会員への事故防止対策の周知徹底を図ることで業務を終了する。

事故調査委員会の作成する遭難事故調査報告書には、遭難事故参加リーダーによる報告書ならびに事故現地検証隊による報告書の要旨も併せて記載する。

第8条 当該遭難事故に関わる全体収支報告書の提出

支部会計担当は、当該遭難事故に関わる事故対策本部、現地救助支援隊、事故調査委員会、事故現地検証隊の支出費用及び収入などを取りまとめ、全体収支報告書を作成し、事故調査委員長へ提出する。

第9条 当該遭難事故に関わる全文書の保管

当該遭難事故に関して作成、提出された全ての文書及び証憑類は、支部長が一括保管する。

第5章 遭難事故現地検証隊

第10条 遭難事故現地検証隊の設置

事故調査委員長より、事故現場の検証を委任され隊員は、直ちに現地へ赴いて調査を行ない、その報告書を作成する。

事故現地検証隊の業務活動は、別途細則に定める。

第11条 遭難対策基金

遭難対策基金は、会員が加入する山岳保険の保険金で支弁できない遭難事故処理に要する費用負担の基金として、会員から徴収する会費の中から積み立てるものとする。但し、積立限度額は、原則として200,000円に設定する。

毎年の積立金額は、支部委員会において審議・決定し、総会の承認を得なければならない。

基金の使用は、支部委員会の決定に基づき、総会の承認を得なければならない。但し、緊急の場合は、支部長、副支部長の合意により使用できるものとする。

事後、支部委員会及び総会において会員に報告し、承認を得なければならない。

基金の使用については、別途細則に定める。

第 12 条 損害賠償の免責

本支部主催の登山、講習会及び観察会などにおいて、本人の過失又は突発的な事故の発生により、会員が怪我、死亡を含む被害を被った場合、リーダー及び支部長以下支部役員に対する損害賠償の請求は一切認めず、本人の責任に帰するものとする。

第 6 章 規程の発効 規程の改正 細則の制定

第 13 条 本規程の改廃は、支部委員会の議決を経て、総会で承認を得なければならない。

第 14 条 必要により本規程の細則を別途定めることができる。

附 則

本規程は、平成 28 年 4 月 16 日より施行する。